

◎佐賀県条例第3号

佐賀県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 佐賀県職員の退職手当に関する条例（昭和28年佐賀県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～29 略</p> <p>30 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（条例第29号附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第30項」とする。</p> <p>31～38 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～29 略</p> <p>30 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（条例第29号附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第30項」とする。</p> <p>31～38 略</p>

(佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年佐賀県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 適用日に在職する職員（適用日にこの条例による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の4第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に新条例第7条第5項に規定</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 適用日に在職する職員（適用日にこの条例による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の4第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に新条例第7条第5項に規定</p>

改正前	改正後
<p>する国又は他の地方公共団体の職員（以下「国又は他の地方公共団体の職員」という。）として在職する者で、指定法人職員又は国又は他の地方公共団体の職員として在職した後引き続き職員となったものを含む。次項及び附則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の2までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>6～39 略</p>	<p>する国又は他の地方公共団体の職員（以下「国又は他の地方公共団体の職員」という。）として在職する者で、指定法人職員又は国又は他の地方公共団体の職員として在職した後引き続き職員となったものを含む。次項及び附則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の2までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>6～39 略</p>

第3条 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則 （経過措置）</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第30項から第32項まで、附則第7条の規定による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する</p>	<p>附 則 （経過措置）</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第30項から第32項まで、附則第7条の規定による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する</p>

改正前	改正後
<p>条例の一部を改正する条例（昭和37年佐賀県条例第62号。以下この条及び次条において「条例第62号」という。）附則第6項、附則第8条の規定による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年佐賀県条例第29号。以下この条及び次条において「条例第29号」という。）附則第5項から第8項まで、佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和59年佐賀県条例第4号。以下次条において「条例第4号」という。）附則第3項並びに附則第9条の規定による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年佐賀県条例第37号。以下この条及び次条において「条例第37号」という。）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第30項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ<u>100分の87</u>（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、<u>104分の87</u>）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第30項から第32項まで、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第62号附則第6項、条例第29号附則第5項から第8項まで並びに条例第37号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p>	<p>条例の一部を改正する条例（昭和37年佐賀県条例第62号。以下この条及び次条において「条例第62号」という。）附則第6項、附則第8条の規定による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年佐賀県条例第29号。以下この条及び次条において「条例第29号」という。）附則第5項から第8項まで、佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和59年佐賀県条例第4号。次条において「条例第4号」という。）附則第3項並びに附則第9条の規定による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年佐賀県条例第37号。以下この条及び次条において「条例第37号」という。）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第30項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ<u>100分の83.7</u>（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、<u>104分の83.7</u>）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第30項から第32項まで、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第62号附則第6項、条例第29号附則第5項から第8項まで並びに条例第37号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p>

改正前	改正後
2 略	2 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。